



群会議の話題

2021年7月 NO. 467

東京土建北支部

北区王子1-13-3

TEL 5390-6021

7月は組織強化月間です。できることから運動を進めよう！

1、7月は組織強化月間です。
6月に引続き7月も「コロナ禍における仲間の実態アンケート」にご協力お願いいたします。組合は6月より全組合員対象の「コロナ禍における仲間の実態アンケート」に取り組んでいます。まだ、未提出の方は7月の群会議でご記入いただきますようお願いいたします。
6月に集約したアンケートを一部ご紹介いたします。

「6月アンケート結果（事業所分会の事業主）より」

★事業主のアンケート結果は「現在の建設業界の現状」が解るのでご紹介いたします。

回答23件

- ・新型コロナ流行以前と比べて「仕事が減った」と回答した事業所が82.7%と大半を占めた。
- ・仕事が減ったと回答した事業所は「減った割合は例年の3割から4割減」と回答した事業所が多かった。
- ・多くの企業で「8月以降仕事の見通しが無い」と回答した企業が多かった。
- ・仕事量が「通常に戻る見通しがたたない」と回答した事業所が大半を占めていた。

「特徴」

回答件数が少ないのですが多くの事業所で「仕事が減った」ことが解りました。また、今後の見通しも「立たない」と感じている業者が多いことも解りました。今回ご紹介したアンケートは事業主の回答なので「建設業界の現状が反映されている」と思われます。

「今後」

アンケートが集約され次第、組合はアンケートを分析していきます。分析結果を基に自治体と懇談し、現状を改善するように要請を行うこととします。

「チラシ配布行動の提起」

秋の仲間づくり行動の対象者掘り起こし行動として「組合のチラシ配布行動」を提起しました。各分会にチラシを1000枚をお渡ししますので、8月中に地域へ配布をお願いいたします。配布日は各分会で夜間行動を設定し7月2日間、8月2日間の行動をお願いいたします。





2 国保料減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により生活が著しく困難になり、次のいずれかの要件を満たす方は国保料が減免となる可能性があります。

「対象者」

2021年の収入見込みが2019年または2020年と比べて30%以上減少が見込まれる組合員

「2020年と比較する場合」

収入の減少	保険料の免除期間
50%以上	4か月
40%以上50%未満	3か月
30%以上40%未満	2か月

「2019年と比較する場合」

収入の減少	保険料の免除期間
30%以上	2か月

★2020年、2019年の合計所得が1000万円以下および減少が見込まれる収入以外の所得の合計がそれぞれ400万円以下である場合が対象です。

★申請期間

2021年7月5日より同年11月19日まで（書類国保到着）

★国保料免除対象期間

2021年10月より2022年3月までの最大4か月間

★収入見込みは今年連続した6か月分の収入×2をした金額です

3 支部活動者会議

秋の活動者会議を下記日程で開催します。今年は会場確保ができなかった関係で平日の夜間での開催となります。短時間ですが、情勢学習と秋の仲間づくり運動成功への決起の場とします。

日時：2021年8月30日（月）

時間：午後7時より

場所：飛鳥ホール

講師：調整中です

参加者：支部役員、分会四役、各群より1名

4 厚生年金算定基礎届

算定基礎届の記入会は終了しましたが、まだ手続きしていない組合員がいましたら至急手続きをお願い致します。

5 熱中症は労災です！

暑い夏がやってきました、毎年現場で熱中症にかかる組合員の報告が増加傾向にあります。熱中症は労災申請が可能です。まずは予防が大切です。新型コロナの中、マスクの着用等は大変な時期となってきましたが、こまめな休憩と給水を心がけてください。

6 建設キャリアアップの取り組み

新大手ゼネコンを中心にキャリアアップカードリーダーの設置が進んでいるようです。組合事務所にも春ごろから問い合わせが多くなっています。建設キャリアアップのご相談は支部事務所までお願いいたします。



7 健康診断について

7月に実施する日曜健診は全日程満員となりました。ただし各提携病院では「平日（土曜日を含む）」の健康診断は実施していますので、希望者は事前に健診希望日を支部にご相談をお願いいたします。

8 アスベスト被害賠償給付金法案が成立しました

組合による国に対するアスベスト裁判の成果として、来年の春よりアスベスト被害者が国に対して申請をすれば、裁判和解額と同額の給付が支給される「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が決まりました。詳細は解り次第お伝えいたします。

9 月次支援金説明会

今年の4月から6月の緊急事態宣言の影響により、2019年か2020年の対象月（4月から6月）の売上の30%以上が減少している法人・個人に対しては支援金が支払われる可能性があります。組合では下記の日時に説明会を実施します。

日時：2021年7月28日（水）
19時より

場所：組合事務所

★事前に予約をお願いいたします

10 今月の署名

今月はありません

11 今月の行動

①消費増税反対駅頭宣伝

7月の宣伝行動は中止とします

②定例9の日宣伝

7月、8月の宣伝は中止とします

12. コロナウィルス感染症手当金の延長について

新型コロナの感染はとどまるところを知らず、組合員の感染者も増えています。土建国保は「国保加入者で新型コロナに感染し仕事を休んだ」という方に「新型コロナウィルス感染症手当金」を支給します。該当者は申請をお願いいたします。

「支給を受けるための条件」

1 新型コロナウィルス感染症の療養のため仕事ができないこと

2 連続する3日を含み、4日以上仕事を休んでいること

3 給与所得者の場合

給与の支払いがない、またはその支払額が感染症手当より少ないこと

★この手当は待機期間が3日間あります

